

著作権法 著作物とは何か (2条) 著作権① p131～137

- 1 思想又は感情を表現したもの
 - 単なるデータが除かれる
 - 人間以外（自然や動物）の思想・感情が除かれる
- 2 思想又は感情を表現したもの
 - アイデア，イメージが除かれる
- 3 思想又は感情を創作的に表現したもの
 - 他人の作品の単なる模倣が除かれる
- 4 文芸，学術，美術又は音楽の範囲に属するもの
 - 工業製品，生活道具等が除かれる

【事例による確認】

- (1) 住宅会社が売り出しているプレハブ住宅は著作物である。
- (2) 私的に設置した監視カメラの映像が殺人事件の様子を写しており，その映像がテレビ放映された場合，この映像は著作物である。
- (3) 航空写真や人工衛星による写真は著作物である。
- (4) 新聞に載っている人事異動，死亡，イベントなどのお知らせ記事は著作物である。
- (5) 人が絵を描くことを教えたチンパンジーが描いた絵は，著作物である。
- (6) 文化的価値のないものは，著作物ではない。
- (7) 文字や音として，紙や記録媒体に固定されていないものは，著作物ではない。
- (8) 学術論文の「学説」は著作物である。
- (9) 写真を元に絵を描いた場合，その絵画は著作物である。
- (10) 絵画をカメラで撮った場合，その写真は著作物である。
- (11) 幼児の描いた絵は著作物ではない。
- (12) 現代の書家が，平安時代の高僧の書を忠実に写した書は，著作物である。
- (13) 創作料理の調理手順は著作物である。
- (14) 短い標語，キャッチフレーズは著作物となることはない。
- (15) 猿の一種であるクロザルがカメラを触っていて偶々撮れた自撮り写真は，著作物である。

(目的)

第一条 この法律は，著作物並びに実演，レコード，放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め，これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ，著作者等の権利の保護を図り，もつて文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

- 一 **著作物** 思想又は感情を創作的に表現したものであつて，文芸，学術，美術又は音楽の範囲に属するものをいう。
- 二 著作者 著作物を創作する者をいう。